

条例制定権（自治立法権）の拡充・強化について

1 全国知事会「道州制に関する基本的考え方」（平成 19 年 1 月 18 日）

5 内政に関する事務について、道州に決定権を付与するため、国の法令の内容を基本的事項にとどめ、広範な条例制定権を確立しなければならない

内政に関する事務について、道州が事務を自主的・自立的に担えるようにするため、国の法令については大綱的なものに限定するなど、基本的な事項を定めるにとどめ、道州において広範に条例制定ができるようにしなければならない。

2 第 1 回 P T 会議における意見の概要

《道州制下における自治立法権についての基本的考え方について》

国、道州、市町村の役割を明確にした上で、それぞれの執行権者がその業務について責任を持つべきであり、自治立法権のあり方についても、事務を執行する主体がその行政に関して立法を行うことを基本とすべきである。

自治立法（自主法；条例、規則など）の実効性を担保するためには、自治立法の規定と矛盾する国法（国が定立する法；法律、政令、省令など）が定められることのないよう、地方が担当する分野についての国法と自治立法の役割分担を明確にするとともに、その役割分担を保障する制度を構築することが必要である。

3 第2回PT会議における議論

《道州制下における国法と自治立法のあり方について》

論点1 国法と自治立法の関係について

国と地方の役割分担に関する規定のうち最小限必要な部分については国法に規定すべきかどうか。

地方が執行する事務の内容等に関する国法の規定について、どのようなメルクマールを考えるべきか。

地方が執行する事務の内容等に関する国法の規定にはどのような性格のものがありうるか。その性格に応じて自治立法による上書き（上乘せ、横出し、緩和）を可能な限り認めるべきかどうか。

論点2 道州条例と市町村条例の関係について

道州条例が、市町村との役割分担や、市町村の事務の内容について規定することをどう考えるか。